

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

- ・ 京都市では、お子さんが市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由によりお困りの保護者の方に対し、学用品費や給食費等を援助する就学援助制度を設けています。
- ・ 申込みを希望される場合は、保護者の方が直接、申込書等を学校にご持参ください。
- 【今年度からの変更点】
- ・ お子様が3人以上いらっしゃる世帯の所得基準額に一定額を加算する措置について、
加算の対象とするお子様の年齢が18歳未満から22歳未満に上がります。
昨年度、不認定となった方も加算の要件に該当すれば認定できる場合がありますので、
該当する方は学校にお申し出ください。
- ・ 新規申込み・継続申込みの様式を共通にしました。

1 就学援助を受けられる方

(表1) 次の①～⑥のいずれかに該当する方

受給資格	申込みに必要な書類
生活保護を受けている方 ① 教育扶助 受給 ② 教育扶助 非受給 ③ 令和6年4月1日以降に生活保護が停止 又は廃止となった方（世帯変更によらない場合）	学校に申込書のみ提出してください。
④ 児童扶養手当を受給中の方(※1)	【初めて申請される場合（以下「新規申込み」という。）】 ・ 就学援助申込書 ・ マイナンバー申告書(※3) ・ 申込者のマイナンバーが確認できる書類 （提示のみ※4）
⑤ 経済的理由により就学困難な状態にある方 （所得要件あり）(※2) ※世帯変更により生活保護が停止又は廃止とな った方は、所得要件による審査をします。	【前年度、就学援助の対象として認定されており、 7月1日から継続して認定を希望される場合 （以下「継続申込み」という。）】 ・ 就学援助申込書 ・ <u>（マイナンバーを申告していない満16歳以上の 世帯員がいる場合）マイナンバー申告書</u>
⑥ その他特別な事情がある方 （火災、地震、水害等に罹災された場合など）	学校にご相談ください。

上記太枠内の事由で申請される方はマイナンバーを申告いただき、世帯員の所得等を調査のうえ、
 まずは⑤に該当するかどうか審査を行います（審査の詳細については次ページを参照）。

※1 所得による審査で不認定となった場合でも、児童扶養手当を受給中であれば認定できます。児童
 扶養手当証書の写しを学校へ提出してください。児童扶養手当の受給を申請中で、受給が決定して
 いない方も、学校に相談のうえ、速やかに申込みに必要な書類をご提出ください。

※2 所得審査で不認定となった場合でも、年度途中の収入等の激減、失業、廃業等の家計急変により
 認定が可能な場合がありますので、学校にご相談ください。

※3 6月までに申請の場合は令和6年1月1日、7月以降に申請の場合は令和7年1月1日時点で京
 都市に住民票がない方、住民票があっても他都市で課税されている方はマイナンバーによる所得の
 調査ができないため、公的機関が発行する次の書類のいずれかをご提出ください。（Q A 5参照）

- ・ 課税証明書（【全項目証明】を区役所等で発行、手数料必要）
- ・ 特別徴収税額の決定・変更通知書（勤務先より6月頃に配布）
- ・ 市民税・府民税納税通知書（自営業の場合に市町村から6月頃に送付）

※4 マイナンバーが確認できる書類を申込時に提示してください。確認後すぐに返却します。

- ・ マイナンバーが確認できる書類が必要な方は申込者（保護者）1名のみです。
- ・ マイナンバーが確認できる書類がない場合は、区役所等で発行された住民票記載事項証明書
 （マイナンバー付き）を提示してください。
- ・ 通知カードは、記載の氏名・住所等が住民票の記載事項と一致している場合に限り有効です。

2 所得基準額〈(表1)の申込事由 ③～⑤の認定〉

世帯全員（扶養対象として確認された方及び高校1年生相当以下の方を除く）の所得の合計が〈所得基準額〉と〈加算項目〉の合計以下であれば、就学援助を受けることができます。

(表2) 所得基準額

世帯人数	〈所得基準額〉
2人	1,820,200円
3人	2,331,200円
4人	2,792,700円
5人	3,219,200円
6人	3,573,600円
7人以上	1人につき 354,400円加算

(表3) 加算項目

- 下記に該当する場合は、1項目または1人につき23万円を表2の〈所得基準額〉に加算します。 ※年齢は、令和7年4月1日時点を基準とします。 - 認定に当たり加算が必要な場合は、学校から改めて右欄に記載の根拠書類の提出を依頼します。書類の内容に不備がないよう、必ず学校の依頼を受けてからご提出ください。	
(ア) 妊婦	→ 証明(母子手帳の写し)必要
(イ) 産婦(出産後6か月以内)	→ 証明(母子手帳の写し)必要
(ウ) 高齢者(70歳以上)	→ (昭和30年4月1日以前生まれの方)
(エ) 母子・父子世帯	
(オ) 障害のある方 (身体障害者手帳1～3級、 精神障害者手帳1・2級又は 療育手帳Aと同程度の方)	→ 証明(各種手帳の写し等)必要
(カ) 入院・在宅の長期療養者 (3か月以上治療中の方)	→ 証明(診断書)必要。加算に当たり 記載が必要な項目あり。
(キ) 22歳未満の子が3人以上 いる世帯(22歳未満の3人目 以降について、1人につき23 万円を加算します。)	→ (平成15年4月2日以後生まれの方) 【今年度からの変更点】 加算の対象となる子の年齢が 「18歳未満」から「22歳未満」 になりました。

※ 世帯人数は、申請者と同一生計にある方の人数を指します。住民票上で世帯分離されている場合等でも、実際に同居されている方は同一生計にあるものとして扱います。また、単身赴任やその他のご事情で、保護者の一人が別居されている場合でも、同一生計として世帯に含みます。

※ 世帯員の所得は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書の「所得の合計額」を参考にしてください。

※ 税制改正により「給与所得控除」及び「公的年金等控除」が10万円引き下げられています。この改正の影響が出ないよう対象者の所得額から最大10万円を差し引いた額で審査を行います。

認定例 (世帯が父・母・小学3年・3才(幼稚園)の4人世帯で母親が妊婦である場合)

〈所得基準額〉
(表2) 参照
2,792,700円
(4人世帯)

+

〈加算項目〉
(表3) 参照
230,000円
(妊婦による加算)

≥

世帯の合計所得金額が
3,022,700円以下である場合
就学援助を受けることができます。

3 認定について

(1) 新規申込みについて

申込みは随時受け付けていますが、申込日により審査基準となる年間所得が異なります。認定期間は次のとおりです。体調不良等により期日までの提出が難しい場合は、事前に学校へご相談ください。

申込日	審査基準となる年間所得	認定期間
4月1日～5月15日	令和5年所得	令和7年4月1日～令和7年6月30日
5月16日～6月30日	(令和5年1月～12月分)	申込月の1日～令和7年6月30日
7月1日～令和8年3月31日	令和6年所得	申込月の1日～令和8年6月30日
	(令和6年1月～12月分)	

- ※ 4月1日～6月30日の間に申込みをされた場合、7月以降の審査・認定について、申込書を再度提出いただく必要はありません。
- ※ 転入生は、転入日から1箇月以内に申込みがあり、認定された場合は転入日からの認定となります。
- ※ 申込日は、土日・祝日等学校休業日を除きます。

(2) 継続申込みについて

申込期日	認定期間
5月31日まで	7月1日～令和8年6月30日

昨年度に就学援助の対象として認定された方の認定期間は、令和7年6月30日で終了します。
引き続きを希望される方は、5月31日までの申込みをお願いします。

4 就学援助の内容

支給時期はあくまで目安です。認定期間により支給対象とならない費目や支給が遅れる場合があります。
(表4)

支給内容		支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支給時期
①学用品費・通学用品費・ 校外活動費（遠足等の 交通費と見学科）【注1】	(前期)	1年 6,670円 2～6年 7,805円	1年 12,530円 2・3年 13,665円	7月頃から随時
	(後期)	同上	同上	12月頃から随時
②校外活動費 (花背山の家等宿泊を伴うもの)		実費（一部対象外経費あり）		9月頃から随時
③体育実技用具費 (スキー・スケート・剣道・柔道)		授業用で全員が購入することになっている用具の実費 (ただし小・中で種類や金額に制限あり)		11月頃から随時
④新入学学用品費 (入学前及び4月認定の新1年生のみ)		57,060円	63,000円	(入学前申込) 3月上旬～中旬 (入学後申込) 5月頃から随時
⑤学校給食費		京都市から直接学校及び給食業者に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費 ※距離要件あり		実費（限度額あり）		年3回
⑦修学旅行費【注2】		22,690円以内	57,910円以内	9月頃から随時
⑧医療援助費		受診時に「医療券（病気治療のおすすめ券）」を持参してください（学校から配布しますので、事前に必ず学校に連絡してください）。対象疾病の治療であれば、京都市から医療費を医療機関に直接支払うため、保護者負担はありません。 対象疾病は、むし歯（中学生のみ対象。小学生は学童う歯対策等により保護者負担なし）、慢性副鼻腔炎・アデノイド及び中耳炎、トラコーマ、結膜炎、白癬・疥癬・膿疱疹及び寄生虫病です。		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金		免除（京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います）		
⑩学校生活管理指導表（食物アレルギー用）等作成費【注3】		小学校のみ実費（上限3,300円）		9月頃から随時
⑪卒業アルバム費		実費（上限11,000円）	実費（上限10,000円）	3月頃から随時

- 【注1】生活保護（教育扶助）を受給中の方は①のうち、校外活動費（小1,710円、中2,330円。12月頃から随時支給）及び⑦～⑨が対象です。
- 【注2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合60,910円以内となります。
- 【注3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。
検査料、診断料、診療情報提供料は対象となりません。
- ※ 学校預り金に未納がある場合等は就学援助費の振込先を学校口座へ変更する場合があります。

注意事項：世帯に変更があった際は、必ず学校の就学援助担当者にご連絡ください

就学援助の申請中または認定後に、世帯変更（※）があった場合は、必ず速やかに学校にお申し出ください。（※申込書の「世帯の状況」に記入されている方の結婚・離婚・別居や「世帯の状況」に記入されていない方との同居など）

※よくある質問のQ A 4 も参照してください。

よくある質問

Q1. 入学前に就学援助の申込みをしましたが、入学後に再度申込みをする必要がありますか？

A1. 入学前に申込みされた場合、入学後の申込みは必要ありません。ただし、申込み時点の世帯状況から変更がある場合は、学校までご連絡ください。

Q2. 小学5年生の姉がすでに就学援助を受けていますが、新1年生の弟の申込みは必要ですか？

A2. 必要です。申込書は、1人につき1枚必要になりますので、別途申込をお願いします。

Q3. なぜマイナンバーを申告する必要があるのですか？メリットはあるのでしょうか？

A3. マイナンバーを活用して所得の調査ができることから、証明書の提出が不要となるためです。なお、一度申告いただければ、世帯状況の変更等で所得の調査が必要な方（満16歳以上の方）が増えない限り、申告書の提出は不要です。

Q4. 二世帯住宅に居住している祖父母（親族）がいますが、世帯分離しています。祖父母（親族）も世帯に含める必要がありますか？

A4. 世帯分離をしていますが、二世帯住宅や同じ敷地内の別棟に居住していれば、基本的に同一世帯と考えます。ただし、光熱水費の契約が別であれば、別世帯として扱うことができる場合がありますので、学校へご相談ください。

Q5. マイナンバーではなく課税証明書を提出する場合、どの年度のものが必要ですか？

A5. 4月～6月の新規申込みは令和6年度、7月以降の新規申込み及び継続申込みは、令和7年度の課税証明書が必要です。令和7年度の課税証明書の発行は6月1日以降になりますので、継続申込みの際、証明書の提出が遅れる場合は、学校に連絡いただき、申込書のみ提出をお願いします。

Q6. 6月に申込みをした場合、認定日はいつになりますか？

A6. 原則、申請月の1日（6月1日）からになります。ただし、申請月の途中に、世帯変更や加算項目の増加等があり、その要件がないと認定できない場合には、申請月の1日からではなく「要件を満たした日」からの認定になる場合があります。

Q7. 私は配偶者特別控除の対象になっています。私の所得はどのような扱いになりますか？

A7. 配偶者特別控除の方の所得は、世帯の所得として合算します。

Q8. 収入が激減しています。就学援助を受けることはできますか？

A8. 減収した状況の分かるものを提出していただくことで認定できる場合がありますので学校へご相談ください。

Q9. 他の保護者や子どもの友達に、知られたくありません。

A9. 申請をしたことはもちろん、認定や受給についても他の人に知られないようにしています。

お問合せ先

○制度概要について

京都いつでもコール

（電話 661-3755）（FAX 661-5855）

年中無休 朝8時～夜9時 おかけ間違いにご注意ください。

○申込に関する個別相談

ご不明な点があれば、学校までご相談ください。